



感染症の予防及び患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）に基づき、みなと保健所は接触者の調査（感染症法第15条）や接触者健診（感染症法第17条）を実施しています。

事業所の窓口担当者の方には、接触者リストの作成やみなと保健所の調査訪問対応、接触者健診の対象になった方への連絡調整をお願いしています。ご協力をお願いします。

結核の患者発生



保健所は医療機関より発生届受理

- ・患者さんの住所地の保健所が、患者さんに聞き取り調査を行います。
- ・港区内の事業所に調査が必要になった場合、みなと保健所が調査を行います。

保健所から連絡

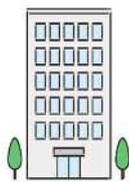


調査訪問が必要な場合は、みなと保健所から事業所の窓口担当者へご連絡しますので、保健所からの連絡をお待ちください

みなと保健所は、窓口担当者に接触者調査の説明を行います。いつ、どんな環境で、結核患者さんとどのくらいの時間接触したかなどの聞き取りを行い、接触者リストの作成を窓口担当者に依頼します。

※2週間以上続く咳、痰、発熱などの症状のある方には、保健所の健診を待たずに受診を勧めてください。

事業所訪問



接触者リストの提供を受け、職場に訪問し、結核患者さんが勤務していた執務室や会議室、休憩室などの職場環境や室内換気の状態を確認します。訪問時、支障のない範囲で現場をカメラで撮影させていただきます。

健診対象者を決定

接触状況と接触時間、職場環境などの情報をもとに、健診対象範囲と優先度を判断し、健診対象者と健診の時期を決定します。
※適切な時期に健診を受けていただくため、健診時期は保健所からお伝えしています。

接触者健診のご案内



健診対象者と健診候補日を窓口担当者に通知します。窓口担当者は、健診対象者に健診候補日の中で受診できる日を調整し、とりまとめてみなと保健所へお知らせください。
※みなと保健所では、接触者健診を月2回実施しています。

事業所が感染症法の規定に基づき情報を提供する場合は、個人情報保護法の適用対象外になります。

問合せ：みなと保健所 保健予防課

保健予防係 ☎03-6400-0081